

2 0 0 7 年 度

事 業 報 告

自 2007 年 4 月 01 日
至 2008 年 3 月 31 日



社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
(ISSJ)



ぼくたちのパパとママ！！

平成 20 年 児童福祉週間標語

つたわるよ めとめをあわせて はなしたら

厚生労働省

2007年度活動報告

(平成19年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN

常務理事 大森 邦子

この冊子は2007年4月から2008年3月までの1年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan,以下ISSJ)が行った活動報告です。

ISSJは1952年(昭和27年)に第二次世界大戦後の戦災孤児や混血児の救済を目的に日米孤児救済合同委員会として発足、国際養子縁組の援助を開始しました。1953年(昭和28年)には東京都によって第二種社会事業を行う事業所の届けが受理されました。1959年(昭和34年)9月15日に厚生労働省の認可を得て社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。1960年(昭和35年)に呉市にも事務所を開きました。また、ジュネーブに本部を置くInternational Social Service (ISS)の日本支部にもなっています。ISSは国連の諮問機関でもあり、世界に18カ国の支部を置き、140を超える国に通信員をおいています。

今年度はJKA(旧日本自転車振興会)の補助による国際養子縁組、日本財団の助成による国境を越えた未成年者への家族再会援助、東京メソニック協会の助成による無国籍児童の国籍取得援助や難民への医療費援助、国連難民高等弁務官事務所の助成による難民申請者へのカウンセリング、東京都共同募金会の助成による子どもへの緊急援助、福祉医療機構の助成による日本国籍児の国際養子縁組をしたあっせん業者への実態調査及び報告会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金の助成によるカンボジアのストリートチルドレンへの識字教育とその母親への自立支援、呉市における多文化の中で生きる人々への社会適応援助、その他支援活動をより充実させるためのソーシャルワーカーの研修、国際ソーシャルワーカーの育成、国際福祉に関わる翻訳、広報活動、さらに活動資金を得るためのチャリティ映画会やコンサート、バザー等、様々な活動を行いました。

今年度においてISSJの活動を温かく見守り、ご指導、ご支援、ご寄付を頂きました厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、目黒区、呉市はじめ関係官庁、各国大使館、アジア福祉教育財団難民事業本部、RCJ(レフュジー カウンシル ジャパン)、JKA(旧日本自転車振興会)、日本財団、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、東京メソニック協会、福祉医療機構、東京都共同募金会、共同募金会呉支部、呉市国際交流協会、呉市社会福祉協議会、呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、国際ソロプチミスト東京東、東京Iゾンタクラブ、東京大井ロータリークラブ、東京京浜ロータリークラブ、東京広尾ロータリークラブ、呉ロータリークラブ、川崎桜ライオンズクラブ、日本女子大学図書館友の会、広島ラオス交流協会、広島メコンの会、実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、翔税理士法人、さらに個人としてご寄付くださいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支援してくださいました皆様、チャリティ映画会とチャリティコンサートにご協力を頂きました皆様に心から厚く御礼申し上げます。

1. 国際養子縁組

この事業は、J K A (旧日本自転車振興会)の補助金を受けて行った。わが国ではかつて、養子縁組は家系存続、領土、遺産及び権威等の継承の手段として用いられることが主だった。養子となる子どもの利益あるいは福祉が中心となるのは 20 世紀半ばからである。I S S J では、第二次世界大戦後、進駐軍の外国人兵士と日本人女性の間にも生まれた多くの混血児たちを米国へと国境を越えて養子縁組をした。その後、様々な国の社会的変化に伴って、養子のバックグラウンドは変化しながらも国際養子縁組は引き続き行っている。需要と供給の関係とも言える国際養子縁組の発展の最優先課題は養子となる子どもの健全な発育及び福祉の成就とされるべきである。国際養子縁組に出される子どもにとって、それが最善の利益であるが、その子ども及び実親の権利が守られているかどうかに対する原則的責任は彼らの出身国にあるとされている。例えば、I S S J が業務協定を結んでいるフィリピンは、子どもの「送出し国」であるが、国際養子縁組法や実施規則を持ち、政府機関の国際養子縁組審議会 (Intercountry Adoption Board : 以下 I C A B)、社会福祉開発省 (Department of Social Welfare and Development : 以下 D S W D) との関わりの中で養子縁組が行われている。わが国は子どもの「送出し国」であり、また、「受入れ国」でもあるが、国際養子縁組法制度の整備が遅れている。「養子縁組斡旋事業の指導について」(厚生労働省児童家庭局長通知)は出されているものの実務を行う者の資格能力及び経験に関しては明記してない。現実にも私的斡旋の規制は出来ておらず、本来国際養子縁組に関する専門的知識を持ったものが扱うべき実務が善意であるにせよ、専門教育、訓練を受けていない個人が簡単に斡旋を行っていることは、養子となる子どもと実親の権利及び福祉への考慮や複雑な手続き、記録管理保存の重要性等の点から見て非常に危険である。また、実際に国際養子縁組された日本国籍児の正確な数



も把握する術がない。ISSJでは1993年ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」に示されている主張に従って国際養子縁組を行っている。

当該年度は、以下のように国際養子縁組の援助を行った。

分類と解釈

ISSJで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子ども（日本人、外国人）を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）

Aの養子縁組は最近減少し、B、Cの養子縁組は増加の傾向にある。長年日本は子どもを国際養子縁組で送出国であったが、今では受入れ国でもある。今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は414ケース、その中で42ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている165ケースを合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは207ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	その他	合計
フィリピン	103	33	8		144
タイ	29	16	4		49
上記以外	8	4	193		205
その他				16	16
合計	140	53	205	16	414

本年度取り扱いケース 数

	連れ子養子縁組 Step			血縁関係のある養子縁組 Relative			血縁関係のない養子縁組 Non-Relative		合計
	新規オープン	前年度繰越		新規オープン	前年度繰越		新規オープン	前年度繰越	
フィリピン	10	49	8	42	2	7	98		
	39		34		5				
タイ	2	20	3	9	1	8	37		
	18		6		7				
上記以外	0	1	1	8	15	63	72		
	1		7		48				
合計	70		59		78		207		

国際養子縁組で関係した養子の国籍は、フィリピン、タイが圧倒的に多く、その他には日本、アメリカ、ヴェトナム、スリランカの子どももいた。養親に関しては様々な国籍の養親のケースを扱ったが、日本人とフィリピン人の夫妻、日本人とタイ人の夫妻が圧倒的に多かった。これはISSJがフィリピン政府の社会福祉開発省(DSWD)および国際養子縁組審議会(ICAB)から認可された日本で唯一の養子縁組機関であること、またタイ政府の社会開発福祉省(The Department of Social

Development and Welfare : 以下 D S D W) とともに年に3・4回話し合いの時を持ち密接な関係を築いていることから、その結果としてフィリピン国籍児とタイ国籍児の養子縁組が増加してきたと思われる。

今年度は、日本人 フィリピン人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは9回18人、日本人 タイ人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは3回6人。それ以外の国籍の人々へのオリエンテーションは、5回10人が参加している。

今年度、養子縁組手続きが完了(裁判所で養子縁組の審判が出された後、本国での子どもの出生証明書の父母欄に新しい養父母の名前が記載されて実子となる)したのは、連れ子養子縁組(Step)が9ケース、血縁関係のある養子縁組(Relative)が11ケース、血縁関係のない養子縁組(Non-Relative)が11ケース、合計31ケースである。手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのワーカーは養親希望者をサポートし続けている。養子縁組成立後の親子関係に対するサポートはそれ以後も必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援も行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうように、ISSJが養子縁組を援助した家族にはクリスマスカードを送った。

本年度手続き完了数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある養子縁組 Relative	血縁関係のない養子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	7	8	1	16
タイ	2	1	0	3
上記以外	0	2	10	12
合計	9	11	11	31

ケース1：国際養子縁組で新しい家庭を持ったケース - Non-Relative

このケースは、日本国籍を持つ4歳半の女兒Aを、米国在住の米国人養親が、米国の裁判所を通して養子とした国際養子縁組である。この子どもは、レイプにより生まれたとされ、実母が精神的に養育することが難しいと訴えたことから、児童相

談所が国内で養親を探したが見つからず、ISSJに紹介された。Aは健康で、人見知りをせず誰にでも笑顔を見せていたことから、施設や児童相談所は、この子どもが特定の大人に愛着を持てるのか心配していた。

米国人養親には、Aより2歳年上の息子がいた。この息子は妻の連れ子であり、夫が養子としていた。息子の実父が日本人であったため、夫婦は、息子のために日本人としてのアイデンティティーや日本文化を大切にしていた。このため夫婦は、息子にきょうだい考えた時から、日本から養子を迎えたいと希望していた。このマッチングが決まった当初、施設と児童相談所は、養親の息子と養子となるAの年齢が近いことから、2人の力関係を危惧していたが、実際に養親に会い、彼らが、子ども達の力関係について必要なトレーニングや勉強をしていること、実際に2人の子ども達の微妙な心理を上手くケアしたことを理解し、安心した様子であった。また、養親家族とともに施設を離れる日には、Aはそれまで数週間担当だった保育士の先生に強い愛着を示し、今にも泣きそうな顔で、いつこの保育士に会えるのか、しきりに聞いていた。この様子を見ていた養母は、近い将来必ず施設に保育士を訪ねることを彼女に約束した。当時、女兒は、保育士への感謝の気持ちからなのか、養母を無視していたものの、この養母との約束を強く覚えていたようである。彼女のこの反応から、Aの愛着の危惧について、施設や児童相談所は驚くとともに懸念はなくなった。

Aは委託後、順調に新しい家族や米国の環境に適応し、国際養子縁組手続きも滞りなく完了した。養母は、施設、保育士、そして日本に対するAの想いをしっかり受け止め、Aが書いた手紙や写真を施設に届けて欲しいと数回ISSJに送ってきた。例えばクリスマスにはかわいらしいカードや手紙が保育士宛てに届いた。ISSJからこれらを受けとった施設の保育士もまた、ISSJを通してAに返信を届けた。養親家族への委託から2年半ほど経った2008年2月、養母は約束を守り、Aと息子とともに日本の施設を訪れ、保育士との再会が実現した。この3月いっばいで、仕事を辞めることになっていた保育士は、この再会に感激していた。今回のケースから、養子として外国に送り出される子どもが抱えている施設やその関係者に対する想いをしっかり受け止めることともに、これを養親候補者との家庭調査時にトレーニングの一環として伝えることの大切さを感じた。

ケース 2 : 妻の親戚の子どもを養子縁組したケース - Relative Adoption -

夫妻は夫が日本人、妻がフィリピン人のカップルで、婚姻以来 8 年にわたり安定した結婚生活を送っている。実子を強く望み、不妊治療も試みたが、なかなか子どもに恵まれなかった。そのような状況下、妻の親戚が B を妊娠したことを知った。子どもの実父母は正式に結婚しておらず、定職もなかった。子の出生後も、実父母の生活は不安定なままであり、B は育児を半ば放棄された形で、とてもか弱くしばしば体調を崩した。このように実父母に子どもの養育が困難であることが明白だった為、夫妻はその子どもを養子として育てたいと望み、子どもの実父母は国際養子縁組審議会 (I C A B) を通し、正式に養子縁組手続きに同意した。夫妻から日本サイドにおける養子縁組援助の依頼を受けた I S S J は、夫妻へのオリエンテーション、面接、家庭訪問等を実施し、必要書類を I C A B に提出した。フィリピン政府から正式な託置許可が出ると、B は日本に入国し、夫妻と同居生活をはじめた。B は 1 才半で、新環境への適応はとても順調であり、来日以来、体調を崩すこともなくすくすくと成長している。生まれて初めて経験する冬の寒さもものともせず、元気一杯に雪と戯れたり、音楽に合わせて歌ったり踊ったりと可愛い盛りである。一方、養子を迎え、生活が一転した夫妻の適応も良好である。毎日が新しいことの連続で、子どもの声がいつも家に響き渡り、家中が明るく元気になった。大きな声で「パパ」「ママ」と呼ばれると、元気が出てきて、一緒に遊ぶと一日の疲れも忘れてしまうという。子育ては不慣れな事も多いが、地元の関係部署等に積極的に問い合わせたりしながら、親としての自覚や自信を高めていっている様子である。今は親子のスキンシップやコミュニケーションの時間を最優先にし、適応や成長の度合いに合わせて同年代の子ども達とのふれあいの機会を増やしていきたい、と今後家庭裁判書に養子縁組の申し立てを行った。今後審判が出て、正式に養子縁組が成立したときの養育プランもしっかり考えている。夫妻は、最近、6 ヶ月にわたる順調な適応期間を経て、家族の結びつきは法的な後ろ盾が得られ、一家の更なる発展が確固たるものになっていく。

ケース 3：妻の連れ子を養子縁組したケース - Step Adoption -

フィリピン人女性 C がフィリピンのレストランで日本人男性と知り合ったのは、C があるフィリピン人の恋人との間に2人の子どもをもうけ、その恋人と別れた後だった。彼女はフィリピンのレストランで働いていた時に、日本人男性夫と知り合い結婚した。彼はほぼ一目ぼれをして C に求婚し2人は日本で新生活をスタートさせるに至った。夫婦が養子縁組の申請を I S S J にしたのは I S S J の規定でもあるが結婚から3年が経過した頃で、日本で夫の母親と夫婦、C の2人の連れ子と夫婦の実子の計6人で同居し、にぎやかで幸せな大家族を築いていた。実際養子縁組の手続きはオリエンテーションや初回面接を経て夫婦は書類集めを着々と行い家庭調査まで至るにはそれほど長くはかからなかった。しかし、それは家庭調査を終え、少なくとも3回の適応調査を行ううちの1回目の調査が終わったときに、C からの電話でケースの状況は大きく変化した。彼女はワーカーに夫との別居を伝えたのだ。彼女によると夫は連れ子をたたき、子ども達の将来の進路についても口うるさく指図をするという。また今までの夫との生活の苦勞を訴えた。ワーカーが適応調査で訪問した時に、状況をありのまま伝えたかったが夫に止められていて話すことが出来なかったと告白した。またそればかりか実は2人の連れ子のうち1人は夫人の親戚の子どもであり、子どもの出生時に夫人の子どもであると偽って出生登録をしたとも告白し申し訳なかったと泣いてワーカーに謝罪した。I S S J は偽装の出生証明書に関してはフィリピン社会福祉開発省 (D S W D) に照会し、正しく改めるように伝えると同時に夫に連絡し話し合いを持った。夫が言うには子どもをたたくのは躰の一環とし強くたたいてはいないと主張。また子どもの将来については理想を述べたまでだとした。夫婦は協議離婚をし、養子縁組手続きはキャンセルされたが I S S J はその後も必要なサポートを行った。家族内でのダイナミックな感情の動きなども養子縁組に関係する人々が多ければ多いほどそれは大きなものである。I S S J には一つとして同じケースはない。一つ一つのケースを今後も慎重に進めていかなければならないことをこのケースによって再確認した。

ケース 4： 実母の親戚と養子が再会するための援助

6 年前に亡くなった女性の親族がその女性の遺産を整理するため、その女性のたった一人の子どもで、49 年前に養子となり、その後一切、親族との連絡が途絶えているこの子ども D（養子となった者）の失踪宣告を東京家庭裁判所に申し立てた。当時、女性は子どもを育てることができず、この子ども D は日本に在留をしていた米国人夫妻の養子になった。家庭裁判所の調査官は、ISSJ がこの養子縁組の援助をしていたのであれば、養親または養子となった者の居所を捜し出すことができるのではないかと考え、ISSJ に照会書を送付した。家庭裁判所からの照会をもとに、ISSJ が記録を探ると、本ケースは ISSJ が養親の家庭調査と養子となった者の児童調査を行い、マッチングをし、家庭裁判所への養子縁組申し立ての援助をしていたことが判明した。この養子縁組は昭和 33 (1958) 年に成立し、養親は昭和 34 (1959) 年に養子となった子どもを連れて米国に帰国していた。ISSJ は ISSJ アメリカ支部に養父母の氏名と生年月日を照会し、養子となった者の居所捜しを依頼した。数週間後、ISSJ アメリカ支部は米国在住の養親を捜し出し、同じく米国に在住する養子となった D の居所を確認することに成功した。居所が判明したことを受け、親族は、彼女を不在者とした失踪人宣告の申し立てを取り下げた。

彼女は実母が既に亡くなっていたという事実ショックを受けながらも、親族が ISSJ ネットワークを通じて自分を捜し当ててくれたことを喜んだ。ISSJ は当時の記録を基に、実母から聴取した実母の生育暦、家族暦、出産の経緯を英文にまとめ、養子に送った。ISSJ の橋渡しで養子と親族が電子メールをやり取りするようになってから間もなく、養子は思い切って母方親族を訪ねることに決め、娘二人を連れて来日した。担当ワーカーは、D と面接をし、実母が養子縁組の前後に ISSJ に宛てた手紙の原文と翻訳を手渡した。実母の手紙には自身では子どもの養育ができない事実と実の子どもを養子に出すことの葛藤が綴られていた。彼女は手紙を読みながら溢れる涙を抑えることができなかった。その晩、D と彼女の娘たちは親族（伯母、叔父、いとことその子ども達）と初めて会い、夕食を共にした。D は米国に帰国後も、親族と電子メールのやり取りを行い、親

交を深めている。ISSJ の仲介により、実母の残した遺産を D が相続する手続きも完了した。彼女は実母との再会を果たすことはできなかったが、ルーツを捜し

出すことができたこと、母方の親族と出会えたこと、そして来日を機に日本をより身近に感じることができるようになったことを心から喜んでいる。

2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

この事業は日本財団の助成を受け、2005年度から行っている継続事業である。2007年4月1日より2008年3月31日までの「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」で相談を受け、オープンしたケースは19件であり、援助が完了したケースは30件、次年度への継続ケースは55件である。

多くの外国人が日本に滞在するようになった昨今、不法滞在の父母が子どもを友人、知人に預けたままあるいは置き去りにして、行方不明になるケースが多くある。この場合子ども達の多くは、出生届は未届けのまま、国籍も与えられておらず、基本的人権は保障されていない。さらに、このような状態に置かれた子ども達は、親の友人、知人の家をたらい回しにされていることもあり、子どもの健全な育成が脅かされてくる。

相談依頼は、児童相談所、入国管理局、子どもを保護している実父母の友人等からくる。I S S Jでは、実父母が残っていったわずかな手がかりをもとに、子どもの出生届の確認や、関係する国の大使館や関係機関との連絡、必要書類の翻訳、児童調書の作成をした。そして、子どもを受け入れる家族の家庭調査を本国の機関に依頼し、受入れ能力や意志の確認をした後で、子どもを父母の本国へ出国させ、安定した家族環境の中で生活が送れるよう家族再会の援助を行った。

しかし、この援助の中で年齢の高い子どもに関しては特別な配慮が必要である。日本で出生し、教育を受けた年齢の高い子ども達を本国に送還しても母国語を話すことができないし、文化や習慣の違いに適応が難しいなどの問題を抱えている。この問題は年齢が高くなればなるほど深刻である。そのためにも、I S S Jでは家族の再会の援助を行うと共に、再会後の家族関係に問題がないかどうか、子どもの母国の関係機関に適応調査を依頼している。また、母国に出生届を提出していない子どもを保護している国内の養護施設や児童相談所などに対しても早期に就籍を行うよう啓蒙活動を行っている。

ケース 5 : 子どもの本国送還援助のケース

2007年3月、3人のフィリピン人の兄弟が父親と共にフィリピンに送還された。2006年6月に東京入国管理局に超過滞在で父親が逮捕され、このケースがISSJに照会されてきた。フィリピン人の母親は5年間子ども達を放棄し、その間ずっと父親が世話をしてきた。

3人の子ども達は日本で生まれ育ち、学校に通って教育も受けていた。父親が入国管理局内のセンターに拘留された時、子ども達は一時的に児童相談所に託置された。子ども達が父親と離れるのは初めての経験であり、父親と一日も早くともに生活できるよう援助が必要であった。

両親が正式に結婚していないため、子ども達は非嫡出子であり、父親が子ども達を連れてフィリピンに帰国するには、実母のサインがある同伴証明証が必要であった。ISSJは3人の児童調査報告書を作成すると共に、子ども達が送還先のフィリピンで適切に保護されることを保障するため、フィリピンの受入れ家庭の調査をフィリピンの社会福祉開発省(DSWD)に要請した。同時に、行方不明の実母探しのために雑誌、新聞に広告を掲載した。ISSJソーシャルワーカーは、宣誓承諾書が整う間、子どもにも会えず、ストレスを抱えた入管中の父親の精神的な支援も行った。

DSWDに提出されたすべての書類によって母親もまた逮捕されていたことがわかった。はじめ、母親は、宣誓承諾書にサインすることを拒んでいたが、ついには父親が子ども達を連れてフィリピンに帰国することに同意した。実父は、3人の子ども達の生活費を賄っていたが、生活は苦しく、9ヵ月も拘留されていたため帰国する費用がなく、このケースではフィリピン大使館が航空運賃を肩代わりした。

子ども達がフィリピンに到着して5ヵ月後、ISSJはDSWDから報告を受けた。それによると、子ども達は新しい環境にすぐ順応したが、方言での意思疎通がうまくいかず英語もほとんど理解できないとのことである。今、子ども達は父親と父方の祖母の助けを借りて勉強に励んでいる。

3. 国際結婚・離婚に関する問題への援助

昨今国際結婚をする人が増えている。過去には日本人女性が外国人男性と結婚するケースが多かったが、最近では外国人女性と結婚するケースが増えてきている。その影響もあって、海外在住の人からの相談だけでなく日本で生活をしている人からの相談も増加している。当該年度に国際結婚離婚相談で関わった国は 11カ国、24件である。

その内容は様々であるが多くは離婚の関わる問題であった。婚姻後日本の農村地帯で生活を始めたが、近隣に同国人がいなかったり、日本語が不自由なために地域の人との交流が出来ない。あるいは配偶者の家族との交流が出来ない。生活習慣の違いからギクシャクしてしまう。夫は自分の家族の宗教行事は大切にするが、妻である自分の信仰を大切にしてもらえない。妻が本国の家族に送金するので、生活が苦しい、といったお互いの習慣・慣習の違いから来る問題もある。

一方、海外で結婚生活をしていく中で、言葉の問題や習慣の違いから来るストレスで、心身症になってしまった。里帰りした日本人妻が音信を絶ってしまい、連絡が取れなくなり、不安で仕方がないなど、様々な内容の相談が寄せられた。こうした相談にカウンセラーやソーシャルワーカーは丁寧にその訴えを聞くと同時に、問題解決のために裁判所や関係国の政府あるいは民間相談機関との連携をとりながら、問題解決への道を開いていった。

日本では問題にならないことが、国によっては犯罪行為になる場合もあり、法律を調べながら対応をすることもあった。特に子どもがいる場合は、両親の不和により不安定な環境におかれる子どもへの影響を、出来るだけ少なくするような配慮も必要となる。

ケース6： 国際結婚の離婚による子どもの問題へのカウンセリング

ある日米国人と結婚し、米国に住んでいた日本人女性から電話が入った。夫の暴力から逃れて、子どもを連れて日本に帰ってきたところ、夫は妻が子どもを誘拐して日本に帰ったとアメリカの裁判所に訴え出た。そのため妻はアメリカに帰ることが出来なくなった。もしもアメリカに帰ると入国と同時に逮捕されるという。

妻は夫が妻にしたことの証明として様々なドキュメントをI S S Jに送ってきた。それによると、夫はインターネット上にもホームページを持つ会社で働いており、

高額所得者と思われる。しかし、生活費は妻の働きに頼り、収入がいくらあるのかは教えて貰えなかった。子どもが産まれてもその状況は変わらなかった。妻は生活保護を受けることも考えるほど、経済的に困窮していった。夫は子どもを特に可愛がることもなく、自分だけで遊びに行く夫であった。そこで離婚を申し出て、子どもを引き取りたいと思ったが、夫は離婚には応じるが、子どもは渡せないということで、話し合いがつかなかった。妻は心労から精神的に不安定になってしまった。不思議なことに、夫は日本に来て子どもや妻と旅行をしたり、遊園地に行ったりして、楽しいときを過ごしていた。しかし、妻の夫に対する不信感は強く、何とか子どもの親権を取って離婚したいという考えは変わらなかった。

ISSJのソーシャルワーカーは、混乱している妻の気持ちを整理するために、時間をかけてカウンセリングを行う一方で、妻の方から離婚を申し立てるには妻はアメリカに行かなければならないが、入国と同時に逮捕されるという恐怖でアメリカに行くことも、裁判の申し立てもできない妻の状況を理解し、こうした場合の対応に詳しい弁護士を探すことが大切であり、弁護士を立てて問題解決を依頼する方法があることを示唆した。妻は気持ちの整理と問題の整理ができたようで、安定してきた。

4. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助

わが国にはタイ、フィリピンなどからエンターテナーとして多くの女性が入国している。しかし3ヵ月のビザが切れてもそのまま超過滞在者として日本に残って働き、母国の家族に仕送りをしている。母国では大家族が彼女たちの仕送りを頼りに、生活をしているのが現状である。そうした中で妊娠・出産をする女性も多くいる。超過滞在なので出産後、自分の国の大使館に出生届けを出すことを拒否する人も多い。出生届けをしても超過滞在者として母国の大使館が日本政府に通報することは無いのだが、不安で出来ないという。また、日本の役所に届け出たので、それで大丈夫と思っている人も多い。しかし日本政府に届け出ても、自分の国籍国に届けなければ、国籍取得は出来ない。そこでISSJは、実母がいるときは実母を連れて、いない場合は実母を探し出して、一緒に大使館に行き、出生届けをし、国籍取得の援助をした。また日本で生まれた難民の子どもは、日本のビザはもらえるが、本国

の大使館への届けが出来ないために無国籍の状態になる。そのため保育園や幼稚園、小学校への入学に不安を持つ両親からの相談もあった。

また、難民認定を受けている人に対しては日本人と同じ保護が受けられるので、その点を説明し、役所や学校に同行して手続の支援も行ってきた。さらに、難民という立場から子どもに英語の習得を希望する人もあり、授業料が安いインターナショナルスクール探しの援助も行った。

5. 難民の医療費の援助

日本で難民申請をしている人や申請を却下されて不法滞在者になってしまった人、または難民認定を受けて『難民』として日本に滞在している人の中には、保険に入っていないために病気になったときに高額な医療費が払えないために、悪化させるケースもある。また、日本で子どもを出産した外国人母の中には、超過滞在が明るみに出ることを恐れて、出生届けを出さない人がかなりいる。それゆえ、無国籍状態に置かれてしまう子ども達が多くいる。そうした子どもが病気になっても保険が使えないため、高額な医療費を払わなければならないが、お金が無いために病院に連れて行かれないケースもある。病院から医療費援助の依頼が来ることもある。当該年度にISSJは、東京メソニック協会から助成金を受けて、こうした人々の支援を行った。

ケース7： 難民の医療費用援助

成田空港に来て難民申請を希望したアフリカの女性は、申請を出す前に体調を崩し、体の痛みと出血に悩まされ、次第に食欲がなくなり、パンと水以外は受け付けなくなった。しかし所持金が少ない上、知り合いもいないことから病院に行くこともできなかった。ISSJに連絡が来たときは、かなり衰弱していた。そこで、赤十字病院に連絡をして、ISSJが医療費を負担することを条件に、診察をお願いした。その結果、投薬治療の必要性があり、体の痛みの原因はわからなかったが、精神的に不安定である共に、栄養失調に近い状態であるとのことであった。そこで、体力が回復するまでという条件で修道会に泊めていただき、治療を続けた。

現在特別在留許可が出ており、精神的な安定が得られ、体力も回復してきている。当初全く理解できなかった日本語の習得力も早く、一人で薬を貰うために病院に行くことも出来るようになってきた。

5. 難民および難民申請者への相談援助

ISSJは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの委託事業として、庇護を求めて来日した難民申請者にソーシャルサポートの一環であるカウンセリングを行なっている。ISSJが担当した今年度の難民申請者は、東日本入国管理センター（茨城県牛久市）と東京入国管理局（品川）の収容者を合わせて70数名であり、出身国はミャンマーが全体の約3割を占め、以下中近東やアフリカ諸国など、計18カ国であった。また訪問は約30回、カウンセリングの合計は約140回であった。

カウンセリングの対象者の多くはUNHCRからの紹介によるものであるが、収容者が直接ISSJに電話で申し込むこともある。彼らの中には、自国で生命の危機を感じ庇護を求めて逃げて来た日本で、なぜ保護されずに収容されなければならないかという理不尽な思いを抱く人もいる。また長期に及ぶ収容で健康の悪化や精神的な不安定を訴え、稀ではあるものの、それが高じて妄想に走るケースや、極度の衰弱により歩行困難になるケースも起きている。

ISSJはカウンセリングを通して知りえた情報をもとに、難民申請者の症状に応じて入管に適切な処遇をお願いし、また他のNGOとのネットワークを通じてサポートの幅を広げている。そして官民合同の難民懇談会に出席することで情報を共有し、難民申請者に対するソーシャルサポートの質の向上を目指すよう取り組んでいる。



牛久、品川のセンターでのカウンセリング

2007年の難民申請者数は816人であり、その中で認定されたのはわずか41人であった。牛久や品川のセンターには多くの難民申請者が収容されているが、難民認定判定を待つ者、不認定により異議申し立てをする者、裁判所不認定取り消し訴訟中の者などが入所し、難民申請が長期に及ぶことから収容期間も長期に及ぶことが多い。そして収容期間が長期になればなるほど、心身ともにダメージを受けるケースが余りにも多くみられる。

センター入所者にカウンセリングを行う時にまず念頭に置くのが国際連合憲章の基本原理に見られる「人間の尊厳（個人の尊厳）」である。入所者の語りを聞く中で「個人の尊厳」を尊重するよう心がける。

ここでアフリカ出身の3人家族を例にあげてみよう。ある日、両親と4歳の息子が警察に逮捕され、両親は別々にセンターに、息子は児童養護施設に収容された。その情報を得た時、ワーカーはまず息子に会いに行き、担当のケアワーカーに近況を聞くと共に、その息子に絵を描いてもらい、その絵を持って同じ日に母親に会いに行った。母親は息子の絵を見るなり、微笑みながら涙を流し、そして愛しむように家族の話をしてくれた。その後、父親には児童養護施設より息子の写真が届けられた。今では夫婦とも仮放免で退所し、家族揃って生活しているという。

個々に応じていろいろなケースと向き合う日々であるがいついかなる時でも「人間の尊厳」を尊重してカウンセリングを行い、少しでも入所者の荷が軽くなるサポートができればと願っている。



カウンセリングで牛久の東日本入国管理センターを訪問したISSJソーシャルワーカー

6. 国際児（混血児）やインドシナ難民への社会適応援助促進活動

戦後、占領軍兵士と日本人女性との間に出生した国際児（混血児）が呉市周辺に多数存在していた。占領軍撤退後、彼らを取り巻く環境は厳しく、経済的・心理的にも大変な国際児とその家族に対して温かい社会援助が求められた。1959年に呉市・厚生省・外務省からの要望により、呉事務所を設置した。現在も東京本部と連携をとり活動しているが、呉事務所は国際児の身近な生活相談場所として、心の拠り所となるなど大きな役割を担っている。

昨年国際児が訪豪した際、シドニーでホームステイなど大変お世話になった2家族が10月に来日された。ISS オーストラリア支部の温かい協力により父親の消息が判明した国際児もいる。彼の父親はすでに他界していたが、父親から愛され、自分と母親をオーストラリアへ呼び寄せるために随分と努力をしていたことがわかり、父親への長年のわだかまりが解けた者もいた。ほかの国際児からは子どもが医師として成長していること、またある子は看護師としての資格をISSJの援助で取得しているので再就職ができ感謝していること、ある国際児は写真を添えてかわいい孫の成長を知らせてくれるなど、うれしい便りを届けてくれた。まだ生活苦に悩んでいる者、病気に苦しんでいるなど心痛む相談も寄せられた。父親のルーツ探しを続けている国際児もいる。長い年月の経過で資料などが乏しく、ルーツの探索は厳しいが一人でも多くの国際児が誇りを持って生きていけるように援助していきたい。国際児やインドシナ定住者の日本への社会適応促進化のために、グループ活動を行い、参加者の相互理解と、呉在住の外国人との交流の輪を拡げ、平成19年度は次の活動を行った。

* 第12回ISSJ呉バザー開催（4月29日）

「呉みなと祭り」の国際村に出店し、国際児・広島メコンの会、フィリピン人とその家族、日本人ボランティアの協力で、ラオス・カンボジア・ベトナム・フィリピンの母国料理の手作り販売、日用品雑貨などの販売を行った。

* 社会見学：日帰りバスツアー（12月16日）

バザーの収益金・岸槌好子基金・参加者の会費で、出雲市勾玉資料館の見学・玉造温泉での入浴のツアーを実施した。国際児・ラオス・カンボジア・ベトナム・フィリピン・日本のボランティアと交流親睦を図り、色々な母国語の会話が飛び交い、国際色豊かであった。

* 呉ロータリクラブで大森常務理事講演（2月7日） 呉阪急ホテルにて

大森常務理事が講師として招かれ、ISSJの活動と呉事務所の現況について講演

* 第5回国際交流フェスタ in くれ（3月23日）

ビューポートくれで実施。ISSJは共催団体として参加、活動をパネル展示で紹介。

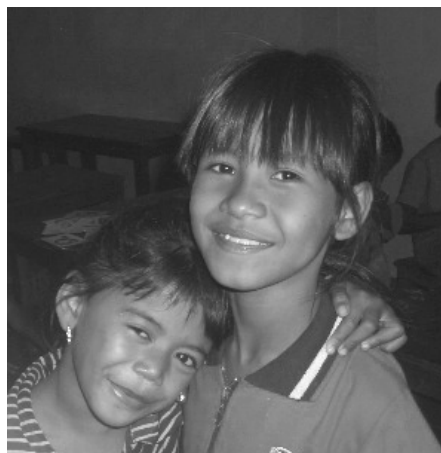
1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

カンボジアにおけるプログラム

このプログラムは郵便貯金・簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金に係る寄付金を受けて行われている。ISSJではカンボジアのプノンペン郊外にあるチャムロンパル村で、1996年から貧困家庭の子どもへの識字、衛生、栄養教育指導が出来るソーシャルワーカーの人材育成を行って来た。しかし、日本のODAによって、スラムだったその地域の沼地が整備され、橋がかけられた。そのため、スラムが取り払われ、住むところのなくなった貧困家庭の人々は郊外へと追いやられた。極貧の村に今ではお金持ちが移り住み始めたため、ISSJのプログラムに参加していた子ども達がほとんどいなくなってきたことと、残っている子ども達は学校に行き始めたので、チャムロンパル村での活動は終わりとした。しかし、スラムにいた子どもとその家族は、国境近くの郊外へ追いやられたのだが、そこでは拾い集めるごみが無く、生活が出来ないために、ストリートファミリーとなって、或いは別のスラムに入り込んでプノンペンに舞い戻ってきた。

そこで今年度新たに、王宮や国立博物館の近くにある部屋を借りて、ストリートチルドレンとその家族への給食付識字教育と自立支援を始めた。学校に行きたいが、学校に行く時間にごみを集めればお金になるので、ストリートチルドレンの親は、子どもに学校に行くよりもごみを集めることをさせてしまう。そこで朝ごはんと昼ごはんを提供する代わりに、半日識字教育を受けるというプログラムをはじめた。半日ごみを集めると一回の食事分くらいの収入なので、朝食と昼食を提供して半日は働かなくても、収入に影響が無い状態にした。

小・中学生くらいの年齢の子どもが多いが、学校に行く時間にごみ集めをしてお金を稼いでいる子ども達



である。カンボジアでは、ビニール袋や空き缶、空き瓶、ダンボールなどを拾い集めて、集積場に持っていくと、買い上げてくれる。大変安いですが、それでも毎日食べていくことが出来る。給食付識字教育プログラムは口コミで広がり、すでに毎日50人を超える子ども達がこのプログラムに参加している。すべての子どものファイルを作成しているが、住所はいずれもストリートとなっている。自分の名前を書けない子ども、数字も10までは数字を言えるが、書けない子どもや読めない子どもが多い。そのため識字教育と衛生教育を中心に行っている。



プノンペン市内の未就学のストリートチルドレン



ごみ山にたたずむ3才位の子ども

日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省(DSWD)のソーシャルワーカー1名に対し1年間の研修を実施した。本年も日本在住のフィリピン国籍者が関わるケースが増加している。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親に持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれにとまなう本国送還、家庭内暴力や虐待など様々な援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

2. ケース研究会

ケース研究会は、問題が複雑化している個々のケースについて、担当者が今までの経緯を発表し、今後の対応について協議を行う場である。その他に、養子候補者の児童調査、及び養親候補者の家庭調査のプレゼンテーション・質疑・調査内容の承認、養子候補者と養親候補者のマッチングも随時行っている。本年度、ISSJは児童相談所から養護施設に入所している日本人兄弟(7歳と5歳)について、養親候補者探しの依頼を受けた。

しかし、ISSJは依頼から半年以上経過しても、この兄弟を養親候補者にマッチングすることができなかつたため、ケース研究会において、養子縁組を希望するこの兄弟の簡単なプロフィールをISSJのホームページに掲載し、新たな養親候補者の開拓につなげることを検討した。ISSJが養子縁組を望む子ども達をホームページ上に紹介するのは初めての試みであったが、子ども達のプライバシーに十分配慮をした上で、2008年3月にプロフィールの掲載を開始した。国際養子縁組の対象となる子ども達は年齢が高くなる傾向にあり、年々養親候補者への託置が難しくなっている。こうした年齢の高い子ども達を受け入れることができる養親候補者の開拓はISSJの緊急の課題になっている。

3. 日本語教育

今年度も、DSWDより受入れた研修生1名に、週一回日本語教育を行った。日本語の基本文型と語彙を基に、日常生活の様々な場面、状況での会話表現の定着を図り、研修に関わる用語を取り入れながら研修生自身が日々の活動を日本語で説明していくなど、自己表現の訓練を積み重ねていった。文法説明を最小限にし、研修生の発話の機会を多く設けるように努めた。

さらに、日本の現代社会について、日本人の生活や伝統文化、歴史、宗教などについて、紹介し、意見の交換をした。研修生は日本での滞在中に異文化を肌で感じ取り、多くの事を学んだようである。限られた時間内での英語を媒介とした授業による日本語学習であるが、研修生の熱心な取り組みによって有意義な時間になったことは言うまでも無い。そして、研修生が日本滞在で得た貴重な経験が、今後携わるケースワークに生かされるように願う次第である。

5 . 国際会議参加、開催

ISS本部会議 (EXCO)

5月6日から11日までジュネーブで開催されたISS本部会議に、鳥居淳子理事と大森常務理事が出席した。ISS本部の機構改革、現在空席になっているプレジデントと事務局長の人事の問題、ISSネットワークの強化、ファンドレイジングを中心に話し合いを行った。1993年国際養子縁組に関するハーグ条約批准に関する日本の現状報告も求められたので、国会で国際養子縁組が人身売買のように高額な金銭授受のもとに行われていることが追求され、ハーグ条約の早急な批准を検討すべきであり、そのためには国際機関に連絡を取り、ハーグ条約批准のためにどのように国内法を整えていったのか等の情報を得るようにとの要請があったことを伝えた。そして、未だ日本政府は何もしていないが、G8に対してISSネットワークを使ってハーグ条約に関する調査を実施したことも含め、動きが出ていることを報告した。日本のハーグ条約批准を議題に入れてあるほど、ISS本部会議が重要と考えているテーマであるから、国際養子縁組に関する1993年ハーグ条約会議に、日本政府の代表として出席された、鳥居理事の参加は、大変評価された。

アジア太平洋地域会議

4月30日から5月3日まで、フィリピン・マニラにてISSアジア太平洋地域会議が開催された。フィリピンは昨年よりISS支部になり、ISSフィリピンの主団体はフィリピン国際赤十字である。会議には、香港、日本、台湾、オーストラリア、フィリピンが参加した。韓国は代表が急病により欠席、タイのDSDWもISSのコレスポンドントになっているが、欠席であった。

この会議では、各国の活動報告があり、その後、2004年からISS共通のテーマである、国境を越えて移動する人たち、特に人身売買に巻き込まれた未成年者や女性の問題が取り上げられた。この問題は国と国が協力しなければ解決できないので、こうした場で共に話し合うのは大変重要である。特に、日本では人身売買や、未成年者や女性の移動労働者の問題はあまり知られていないが、国際社会では、日本の女性や未成年者の人身売買が問題とされている。エンターテナーとして日本に来た途上国の女性の中には未成年者も含まれている。そうした女性たちは、ブローカーを通して日本に来ることが多いのだが、ブローカーの多くは暴力団が絡んでいる。日本に来るための渡航費やビザ取得などで借金があるといわれ、パスポートを取り上げられ、逃げるに逃げられず、売春を強要されているケースがかなりあると

思われる。そういう意味で、国際社会から日本は人身売買の受入国として、警告を受けているので、今後もこのテーマは地域会議で継続して論議されると思う。

国境を越える家族の対立に巻き込まれている

子ども達への支援に関するトレーニング参加

2007年6月25日から27日、オーストラリア・シドニーにて開催されたI S S オーストラリア主催「国境を越える家族の対立に巻き込まれている子ども達への支援に関するトレーニング」にI S S Jソーシャルワーカーが参加した。17カ国から42名が出席、参加者の多くが子どもの福祉に関わる政府機関で働く公務員であった。トレーニングプログラムは、子どもの権利を中心に、主に法的側面と現場でクライアントに対する介入技術紹介の二側面から構成されていた。

法的側面に関しては、子どもの権利条約とハーグ条約から子どもの権利を再認識した後、ハーグ条約の内容とその重要性について、オランダにあるハーグ国際私法会議の事務局長と役員長から説明があった。現場でのクライアントに対する介入技術紹介に関しては、「調停に基づくアプローチ」を中心に子どもに焦点を当てたスキルを学んだ。



I S S オーストラリアによる説明

まずI S S スイスが、どのようにこのアプローチを実践に活かしているかを紹介した後、アプローチの理論についてオーストラリアのLawrie Moloney 準教授が説明し、その後、グループに別れ、このアプローチを用いたロールプレイを体験した。

この研修に参加し、今後もハーグ条約の重要性について現場の立場から引き続き日本政府に働きかけていくとともに、調停に基づくアプローチを用いたロールプレイなどを通して、他のソ - シアルワーカーにこのアプローチを紹介しI S S Jでのサービスの統一化、サービスの質の向上を目指したいと考えている。

イタリアの難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査

2007年11月、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部主催の研修に参加し、ローマとランペドゥーサ島を訪れた。現地通訳を含めて一行4名は、ローマで内務省を

始めとする官公庁から NGO に至るまでの 14 ヲ所を、ランペドゥーサ島で U N H C R 職員のガイドのもと庇護申請者施設や海上警察、財務警察を訪問した。

イタリアの特徴は移民及び庇護申請者が混合型で入国することである。申請者全体の 8 割が正規の書類を持たずに入国し、また全体の 6 割が海路より入国する。2006 年は海路入国者の 8 割がランペドゥーサ島からであった。イタリアの難民政策は海路入国での人命救助と陸路入国での国境管理という複雑な問題に解決策を見出す形で展開する。

公的支援体制として、庇護申請者、難民及び人道保護者対象の S P R A R と呼ばれる保護システムがあり、予算の多くは内務省の難民政策基金と欧州難民基金から拠出される。2006 年では支援サービスの 51.2%が人道的保護者に、33.1%が庇護申請者に、15.6%が条約難民になされ、「福祉」「医療」「語学教育」の分野での支援が多いといえる。

庇護申請手続きには「簡易手続き」(身元確認センターに收容されている申請者: 全体の 8 割)と「通常手続き」(收容されていない申請者: 同 2 割)の二種類がある。今回訪れたランペドゥーサ島の施設入所者は前者の手続きを踏む。このランペドゥーサ島とは地中海にあるイタリアの島で、地理的なことからボート・ピープルが多く押し寄せる島でもある。アフリカのリビアからその島までボートで要する日数は 1 日半から 19 日程であり大半は自力で到着できず海上警察に救助される。入国者は施設に收容され、取り調べを受け、指紋採取や顔写真撮影により欧州のデータベースに記録される。

研修から帰国してまもなく、内務省のホームページのトップページに「日本からの調査派遣団来訪」と載ったのには驚きであった。多くの方々の協力により貴重な体験ができた研修であった。



ランペドゥーサ島の港にて、U N H C R の男性

「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」の開催

2008年2月13日と14日の二日間、東京広尾のJICA地球広場に於いて、「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」(英語名 2008 Intercountry Adoption Conference)を当事業団主催、独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者

基金」助成事業として開催した。日本は国際養子縁組に関して法整備の面で大変遅れている。国際養子縁組法もなく、ハーグ条約1993年「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」の批准どころか署名もしていない。全てのハーグ条約批准に関してはいまや日本は完全に出遅れている。特に国際養子縁組は人身売買の温床になりうるので、当事業団ではそれを防ぐためにハーグ条約の批准を推進してきた。そこで、この度すでに署名或いは批准をしているアメリカ、フィリピン、スイスから専門家を招いて、ハーグ条約によって守られる子どもの保護及び、ハーグ条約批准に向けてどのように国内法や国際養子縁組法の整備が行われたのかについて各国の報告を聞き、討議する目的で上記の会議が開催され、外務省、法務省をはじめ、メディア、児童相談所、国際養子問題研究者等30名以上の参加者があった。

海外からはISS Geneva/IRC CoordinatorのMr. H. Boechat及びChild Rights AssistantのMs C. Bagliettoよりハーグ条約とは、ハーグ条約の必要性、日本がハーグ条約を批准する必要性等について、またISS USAのMs Julie Rosickyより養子受入国からみたハーグ条約の必要性について説明があった。フィリピン社会福祉開発省国際養子縁組審議会（ICAB）のMs Estela A. Caminoはフィリピンの国際養子縁組状況について、フィリピンISSのMs Paz U. deGuzmanは国境を越えた未成年者に関わる諸問題について説明を行った。そして最後に当事業団大森常務理事が国際間の養子縁組問題を解決するために何が重要かという問題について説明をした。また在日各国大使館、海外養子斡旋業者に対して行った各国の国際養子縁組の実態及び環境を把握することを目的とした調査を行ったが、その結果報告も行った。いずれのセッションにおいても活発な質疑がかわされ、日本が一日も早く1993年ハーグ条約を批准することの必要性が参加者の共通認識として改めて確認された。



「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」参加者

Ⅲ 翻訳事業

1. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJは二国間以上にわたる国際的社会福祉事業に主に従事しており、従ってそれに関わる多種多様な書類の翻訳が必要とされる。ケ-ス数が最も多い国際養子縁組の場合、大半は日本-フィリピンまたは日本-タイのケ-スであり英語と日本語で対応している。養親の中にはヨ-ロッパの人たちもいるので、フランス語の翻訳も行っており、タガログ語及びタイ語に関しては、それぞれの国のソ-シャルワ-カ-が翻訳している。翻訳する文書には、政府発行の公的証明書類や審判書等の法的文書から個人の推薦状まで多岐にわたる。本年度は、「国際養子縁組とハ-グ条約を考える会議」が開催されたため、会議でのスピ-カ-のプレゼンテ-ション資料の翻訳を行った。

Ⅳ 広報活動事業

2. ISSJチャリティ映画会の開催

ISSJ映画会は1980年以来、28年間の長きにわたって、年に6月と10月の年2回開催されてきた。その目的は当事業団の事業および活動内容を広く皆様に理解していただくことと活動資金を集めることである。この会の企画運営は、ISSJ催物委員会、ボランティアの皆様によって行われている。また、上映作品は東急レクリエーションなどの専門機関の助言や協力によって選択している。現在、映画会は九段会館で行われており、同時にフロア-ではチャリティバザ-も行われ、ボランティアの方々による手作りの衣類ほか小物類、クッキー、ケーキ、アジア諸国の女性自立センターのスカーフ、オーガジー袋などの手芸品、支援団体からの寄付品などが販売されている。映画会会場では同事業団の活動を紹介するパネルも展示された。

今年度は6月15日(金)に第54回「上海の伯爵夫人」、10月20日(金)に第55回「ドリームガールズ」を上映した。参加券販売、バザ-収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は第54回、第55回でそ

れぞれ 3,179,280 円、2,650,611 円、参加券の販売数は 2915 枚、2825 枚、入場者数は 1777 名（846 名、558 名、373 名）、1468 名（710 名、360 名、398 名）であ



った。反省会では「より良い映画の選択」「視聴者層の拡大」「映画館で映画を見るメリットの宣伝」「画像による当事業団の活動紹介」「バザー商品の選択」「入退場の工夫」などが今後の課題として残った。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は ISSJ の様々な活動に使わせて頂いた。

2. ISSJ チャリティコンサートの開催

2007 年 12 月 13 日御茶ノ水の日本大学カザルスホールにおいて、第 1 回 ISSJ クリスマス・チャリティ・コンサートを開催した。コンサートは日本を代表するオルガニストの井上圭子氏と、NHK 歌お姉さんでもお馴染みのソプラノ歌手長島伸子氏、ピアノ伴奏の腰塚賢二氏、コーラスのミューズ・エンゲルス・コールにご協力をいただき、当日は心温まる歌とパイプオルガンの夕べとなった。ISSJ のコンサート開催は昭和 55 年以來 27 年ぶりで、運営やチケットの販売に不安が多くあったが、関係者の皆様のご尽力により、チケットも完売となった。コンサート前半はパイプオルガンによるバッハの演奏や作曲家別アヴェ・マリアのメドレー、後半はヘンデルのメサイヤや賛美歌、クリスマス・ソングが続き、アンコールでは、観客も加わってのきよしこの夜の合唱で幕を閉じた。当日はクリスマスにふさわしいミニバザー、CD 販売、募金活動なども行われ、売り上げに貢献した。今回の経験を生かして、来年度はより充実したコンサートの開催を 12 月 4 日に予定している。



3. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第33号	8月30日発行	第34号	1月1日発行
<ul style="list-style-type: none">・ ISS オーストラリア主催ソーシャルワークトレーニングの参加報告・ ISSJ ケース紹介・ カンボジアプロジェクト紹介・ チャリティ映画会報告・ 補助金、助成金事業完了報告・ ボランティア・スタッフリレー・ ISSJ 活動報告		<ul style="list-style-type: none">・ 理事長、常務理事新年挨拶・ 国際養子縁組のケース紹介・ イタリア難民視察研修報告・ チャリティ映画会報告・ チャリティコンサート報告・ ボランティア・スタッフリレー・ ISSJ 活動報告	

4. ホームページの運営

インターネット・データベースの活用、情報収集

ISSJでは、多くの方々に活動を理解してもらうために、事業内容、歴史、活動状況、出版物、本・支部紹介、映画会、チャリティコンサートなどのイベント情報、会員・寄付・ボランティア募集、ニュースレター「Intercountry」の記事などを日本語と英語でホームページに掲載し、随時更新している。ネット上から募金可能なイーココロ！<http://www.ekokoro.jp/ngo/issj/>などにも登録し、募金集めの一環として活用している。Eメールによる相談・問い合わせは、国際養子縁組、国際結婚・離婚、実親など血縁者探し、情報提供など国内外から多数寄せられており、本支部や関係諸団体とも連携しながら対応している。また初の試みとして、児童相談所の許可を得て、日本国籍の兄弟の養親探しをホームページに掲載した。事務所内では、より迅速な対応ができるよう膨大なケースファイルのデータ化を進めている。

今年度も、様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださり、ISSJの国際社会福祉、特に児童とその家族が抱える問題の相談援助の大きな原動力となった。深く感謝申し上げる。

映画会・催し物ボランティア

チャリティ映画会「ISSJ映画の集い」を支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動して下さっているボランティアの方々である。上映作品の決定、チラシの印刷、参加券の発送、バザーの企画及び管理、映画会当日の運営、そして終了後の報告書作成等を自主的に作業を進めて下さっている。また、映画会当日、ご自分の手作り作品を「どうぞ役立ててください」と提供して下さる来場者の方もいらっしゃる。チャリティ映画会は以下の「催物委員会」ボランティアネットワークによって支えられている。

毎週定期的に当事務所で活動してくださっている「催物委員会」中心メンバー：糸井直子さん、浦田眞智子さん、川村庸子さん、神田裕子さん、衣笠孝子さん、澤村美佐子さん、志賀玲子さん、滝川一子さん、中山八枝子さん、西端萬里子さん、水田泰子さん。

映画会当日お手伝いしてくださっているメンバー：

販売担当：青木洋子さん、青山真由美さん、一瀬道子さん、小澤香織さん、加藤優子さん、塩道美由紀さん、千葉規子さん、野村裕美子さん、松浦今子さん、松野彩子さん、三上登與子さん、堀越友子さん、吉永弘子さん。

搬入担当：木村恵さんと島田みどりさん。

手作りバザー作品を提供してくださっているメンバー：伊藤治子さん、伊藤路子さん、大澤琴さん、塩釜智子さん、田草川順子さん、西山誼さん、山本和子さん、岩場恵代子さん、山下恒子さん、成島昌子さん、小田部典子さん、落合洋子さん、鹿村みち子さん、聖心女子大学宮代会のボランティア・セクションの皆様。

日本語教育ボランティア

フィリピンのDSWDより派遣されるソーシャルワーカーに、田辺千鶴さんが日本語、日本文化の研修を行ってくださっている。

データ - 入力ボランティア

今年度、ケースに関する英文の提出書類、手紙のパソコン入力を長年宮脇由利さんが行ってくさっている。

おわりに

平和な国日本に住む私たちは忘れてしまいがちですが、いつの時代も世界のどこかで戦争や内乱が絶えることなく、UNHCRによると、現在世界中には約1900万人もの人々が家を追われ、不安な生活を強いられていると報告されています。ひとたび戦争や内乱が起きると一番犠牲を強いられるのが弱い立場にある子ども達です。彼らは何の発言権もなく、基本的人権も守られることはなく、そして多くの子ども達が命を落としたり、障害を持ったりという過酷な運命を背負うこととなります。地球に生まれたすべての子ども達の未来が、希望に満ちたものになる日が来ることを願ってやみません。

ISSJは、二カ国以上に関わらなければならない問題で苦しむ、立場の弱い子ども達や女性の問題解決の援助を行っています。援助は、関係国の政治、法律、宗教、信条等を考慮し、サービスを受ける立場の人々の「心」を一番に考えて進めています。そのためには、ケースワークやカウンセリング、グループワーク等社会福祉の専門的な技術を常に高めていくことが重要であると考えています。

また、本年度は、国際養子縁組をしたあっせん団体の実態調査と国際養子縁組問題とハーグ条約を考える会議を開催しました。1993年ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」をすでに署名ないしは批准をしているアメリカ、フィリピン、スイスの専門家からのプレゼンテーションの反響は予想以上に大きく、国際養子縁組が法律に基づき、養子の「最善の利益」が保障されるよう、我が国での国際養子縁組法の制定、早期ハーグ条約の批准実現に向けて重要な一歩になると確信しました。

これらの活動を皆様にご報告出来ましたのも、多くの善意ある方々からの会費や寄付そしてISSJを支えて下さいました多くのボランティアの方々によるものと、役職員一同深く感謝を申し上げます。

さらに今後、ISSJの活動を、様々な機関、媒体を通じ、皆様により広く知って、理解して頂けますよう努め、サービスを望むクライアントが相談を受けやすい環境を整えて参りたいと考えております。ISSJでなくては出来ない援助を行い、国際福祉の向上に貢献をしていく所存でございますので、引き続き、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

完了報告のお知らせ

平成19年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団理事長 岩井 敏

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
日本自転車振興会	「国際的児童難民家族相談等補助事業」	16,650,000 円
	日本国籍児を外国籍家庭に、外国籍児を日本国籍家庭に養子縁組する援助	
日本財団	「国境を越えた未成年者への家族再会援助」	5,000,000円
	実親に遺棄され、出生届が出されていない子どもや実親と連絡が取れなくなった子どもの実親を、雑誌や新聞で捜し、親子の再会及び出生届の提出援助、さらに実親が子どもを引き取らない場合は強制送還の対象となるので、本国の親族を捜し、家族との再会をする援助	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金	カンボジア、ストリートチルドレンの給食付識字教育プログラムの実施	5,691,000円
UNHCR (2007年1月～2007年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害お逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在となって入国管理局に収容されている人へのカウンセリング	405,000円
東京メソニック協会	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下されて、就労も帰国も出来ない人への、生活費援助や医療費援助や渡航費用援助など	3,500,000円
福祉医療機構	日本国籍児の国際養子縁組をしたあっせん業者への実態調査及び報告会開催	2,301,000円

この一年、会員になって下さったり、ご寄付を頂いたり、そのほか様々な形で、ISSJを支えていただき誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

相宮陽子、明石輝男、アナリザ・テサリ、飯田記子、池田一彦、池田良子、石井マリー、石川佐貴子、一瀬通子、逸見、伊藤陽子、今井裕太、岩井敏、浮谷敏夫、内田貴美子、内田エリ、梅田勝利、梅村、浦田真智子、榎本まり、大栗ますみ、大澤三奈子、大島賢三、大谷リツ子、大塚医療長寿センター大塚方子、大槻弥栄子、大汐章、大森邦子、大森義夫、岡崎敬子、岡本愛、岡本真弓、奥沢紫草、小澤一江、小澤正幸、小澤麻知子、小田垣陽子、小野幸雄、楽木章子、亀田和子、金本ラクエル、金田雅紀、川村庸子、菊池緑、菊地和美、岸槌好夫、岸田節子、衣笠孝子、楠木チェリー、工藤栄子、栗田小百合、栗原恭子、呉ロータークラブ、黒田礼子、香本左代子、後藤静子、香本佐代子、小堀佐代子、小柳ミルナ、小山良子、坂本アナリザ、坂本悦子、桜東京パイロットクラブ、佐藤フミコ、澤田田鶴子、澤村美佐子、三瓶敦子、シサワ・トーン、シサワ・ブアライ、新谷淳子、下岡幸子、下岡正英、下世古順子、末綱隆、杉丸譲二、菅沼邦子、摺澤豊子、実践倫理宏正会、鈴木節子、鈴木康弘、鈴木節子、住吉百合子、瀬尾登喜子、関口智子、ソガ・アイダ、惣引マリー、高砂美代子、高瀬正枝、高田早江子、高橋、高橋里江、高橋史子、竹内幸子、竹内峯子、竹田尚子、多田紀子、立川敦子、土本保寛、チューリップの会、萩原さゑ子、寺垣浩一、東京京浜ロータークラブ、東洋埠頭株式会社、戸田喬大、戸田弘子、内藤信子、長屋恵子、中村紀子、中山八枝子、榎崎千恵子、成毛彩、成毛ミチ子、西岡智子、野村郁子、橋田ニキ、橋元雅司、畑田留美子、花田ジョセリ、林知恵子、林美紀、原清美、(株)ビー・エフ・ビー、平尾賢三郎、平川恒久、平川秋次、平田八重子、深津、福士敬子、福田昭二、福田桂子、福田昭二、福田多喜二、不二聖心女子学院中学校・高等学校温情の会委員会、不動ユリ、古林けい子、フルヤ・ベルヒリア、細井純子、細矢次子、ボンディ・バンシナム、前田武昭、松村祥子、松本佑子、三上登與子、水田順子、水田泰子、御手洗美智子、三菱マテリアル株式会社、宮脇由利、向キャロル、向真里、森恭子、森脇小美子、安田恭子、山川恵子、山口要子、山崎喜美子、山下佐阿利、山本アラセリ、山本讓二、山野井幸子、湯上冷子、湧口規好、横田雅史、吉田雅子、米田和子、脇田節子、脇屋蓉子、渡辺章子、渡邊哲、渡辺正子、渡辺ナタニー、渡辺美香子 (敬称略、あいうえお順)

資 料

相談ケースの内訳

2007年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	732
新規オープンケース数	136
再開ケース数	11
継続相談ケース数	521
当年度内取扱総ケース数	1400

相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	6925	621
国際結婚・離婚のカウンセリング	176	33
国籍の問題	808	74
認知に関する問題	123	25
子どもの虐待、養育問題	52	13
送還問題	913	86
滞在手続	177	29
家族の再会	452	46
福祉行政	109	9
精神的問題	32	9
医療に関わる問題	263	9
就職	163	21
日本語教育	0	0
行方不明者探し	17	3
教育問題	6	1
財産相続	37	7
翻訳、文書作成	551	124
情報提供	148	35
刑事事件	9	2
生活適応援助	36	4
人材育成	0	0
難民問題	1313	199
氏の変更	122	38
その他	66	12
合 計	12498	1400

ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国は次の54カ国である。

アフガニスタン	アメリカ	アルゼンチン	イギリス	イタリア
イラン	インドネシア	ウガンダ	エチオピア	エルサルバドル
オーストラリア	オランダ	カナダ	カメルーン	韓国
カンボジア	北朝鮮	ギニア	キューバ	ギリシャ
ケニア	コソボ	コンゴ	シンガポール	スイス
スウェーデン	スーダン	スペイン	スリランカ	タイ
台湾	中国	チリ	ドイツ	トーゴ
トルコ	ナイジェリア	ニュージーランド	ネパール	パキスタン
バングラデシュ	フィリピン	ブラジル	フランス	ベトナム
ペルー	ボリビア	マリ	マレーシア	南アフリカ
ミャンマー	メキシコ	ラオス	リベリア	

ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は732ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関		ケース数
外国政府機関・在日大使館		177
日本政府機関	省庁・都道府県・市区町村	26
	在外日本大使館	15
	家庭裁判所	8
	児童相談所・福祉事務所・保健所	27
	地方入国管理局・警察	3
米軍関係（基地相談機関等）		1
国連・国際機関		29
医療機関		0
学校・教会・民間団体		25
出版物・マスコミ報道・ISS広報		79
弁護士		4
友人・知人・家族・本人		322
ISS本支部・コレスポンデント		15
その他		1
合 計		732

役員（2008年3月現在）

理事長 岩井 敏
常務理事 大森邦子
理事 梅田勝利 大槻弥栄子 佐藤皓一 鳥居淳子 原澤政純
前田武昭 松本哲郎 三好武文 吉永通憲

監事 高尾幸治 菅原善昭
評議員 アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 大谷リツ子
小野幸雄 海沼美智子 神田憲次 遠山明良 園田天光光
右谷亮 御手洗美智子 吉永しのぶ 森祐次 坂本光彦

顧問 大島義郎 久保田実

ソーシャルワーカー、ケースエイド（2008年3月現在）

大森邦子 寺崎敬子 相宮陽子 伊東優子 伊部亜理子 榎本まり
江部由里 大場亜衣 小笠原健樹 小沢一江 小林奈津子 知本哲郎
成毛彩 細井純子 広重喜徳 日原智秋 水谷真由美 米田英里子
渡辺ナタニー

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

本部：〒153-0051 東京都目黒区上目黒 3-6-18 西村ビル 601号

TEL： (03) 3760-3471 (代)

FAX： (03) 3760-3474

E-Mail： issj@issj.org

URL： <http://www.issj.org>

呉事務所：〒737-0046 広島県呉市中通 1-1-2

ビューポートくれ2階 国際交流広場内

TEL： (0823) 21-8842

FAX： (0823) 21-8842
